

京都市青少年科学センター入場料及びプラネタリウム観覧料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第97号

京都市青少年科学センター入場料及びプラネタリウム観覧料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

京都市青少年科学センター入場料及びプラネタリウム観覧料の徴収等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条に次の1号を加える。

(6) 年間入場券（第6号様式）

第4条中「第6号様式」を「第7号様式」に改める。

第5条の見出し中「回収」を「回収等」に改め、同条中「入場券等」の右に「（年間入場券を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 年間入場券は、入場の際、その提示を求めるものとする。

第6号様式を第7号様式とし、第5号様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式（第2条関係）

（表面）

<p>京都市青少年科学センター 年間入場券</p>

備考 図案色刷りとする。

（裏面）

No.
氏 名
有効期限 年 月 日
1 この券の使用は、記名本人に限ります。
2 入場の際は、この券を係員に提示してください。
3 プラネタリウムの観覧は、この券ではできません。
4 既納の料金の払戻しは、いたしません。
5 この券は、紛失されても、再発行いたしません。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（青少年科学センター）